

岸和田らしさを目指した景観形成ガイドライン

良好な景観形成に係る誘導基準（改編版）

平成 22 年 10 月

岸和田市まちづくり推進部都市計画課

はじめに

岸和田市では、平成3年に、快適環境都市を目指して、景観整備の方針・まちづくりの方針を一定の方向へ導いていくため、「岸和田市都市景観形成基本計画」を策定しました。平成6年には、「岸和田市都市景観条例」の制定や景観誘導基準（ガイドライン）を策定し、大規模建築物等の新築などに対し助言・指導を行い、また、景観まちづくりに取り組む市民団体の活動などを支援し、景観まちづくりを進めてきました。

このような中、平成16年に我が国初の景観に関する法律「景観法」が制定され、「景観は国民共通の資産」という理念が示され、自治体の取組みに法的裏付けが与えられました。

これを機に、本市では、積極的に景観まちづくりを進めるため、平成20年5月1日に景観行政団体になりました。そして、恵まれた自然・歴史・文化資産を活かし、本市にふさわしい風格ある景観づくりに努めることで、更に岸和田らしい魅力あふれる快適なまちとして、次世代へ引き継いでいくため、岸和田市都市景観条例を岸和田市景観条例と改正し、平成22年10月1日から景観法に基づく景観計画の届出制度を運用することとしました。岸和田市景観計画では、市全域を景観計画区域とし、景観形成の方針や、建物・工作物の色やデザインなどの守るべき景観形成基準を定めています。

また、従来からの取組みを継続し、より積極的により良い景観まちづくりを目指すため、岸和田市景観計画の施行に併せて、従来の「岸和田らしさを目指した景観形成ガイドライン」の再編を行います。

今後も、市民・事業者・行政がお互い協力し合い、地域の特性に応じ周囲と調和するよう良好な景観形成をつくり上げていくために、本ガイドラインを十分に活用していきましょう。

目次

第1章 本ガイドラインのねらいと構成	1
1. ねらい	
2. 構成	
第2章 景観特性	2
1. 景観からみた岸和田らしさ	
2. 景観特性	
第3章 基本方針の概要	10
1. 景観形成の基本的姿勢	
2. 景観計画区域全域における基本方針	
3. 基本景観区別の基本方針	
4. 基本景観軸別の基本方針	
5. 景観配慮地区の景観形成の方針	
第4章 大規模建築物等の誘導基準	34
1. 誘導基準等	
2. 誘導基準等を実現するための指針	
3. 色彩誘導基準	
資料	59
1. 自己診断カルテ(大規模建築物)	
2. 自己診断カルテ(工作物)	
3. これまでに策定した図書	
4. 用語集	